
第1回 日吉津村議会定例会会議録 (第4日)

令和7年3月21日 (金曜日)

議事日程 (第4号)

令和7年3月21日 午後1時30分 開議

- 日程第 1 議案第 2号 刑法等の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 2 議案第 3号 日吉津村副村長定数条例
- 日程第 3 議案第 4号 日吉津村副村長を置くことに伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 4 議案第 5号 日吉津村職員等の旅費に関する条例
- 日程第 5 議案第 6号 日吉津村物価高騰対応重点支援利子補助基金条例
- 日程第 6 議案第 7号 日吉津村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例
- 日程第 7 議案第 8号 日吉津村空家等の適正管理に関する条例
- 日程第 8 議案第 9号 日吉津村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 10号 日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 11号 日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 12号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 13号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 14号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 15号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 16号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 17号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 18号 日吉津村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 19号 日吉津村高齢者筋力向上トレーニングルーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 20号 日吉津村立農業者トレーニングセンター設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例

- 日程第 20 議案第 21 号 日吉津村立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例
- 日程第 21 発議第 22 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）
- 日程第 22 議案第 23 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）
- 日程第 23 議案第 24 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）
- 日程第 24 議案第 25 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算
- 日程第 25 議案第 26 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 26 議案第 27 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 27 議案第 28 号 令和 7 年度日吉津村下水道事業会計予算
- 日程第 28 議案第 29 号 財産の無償貸付について
- 日程第 29 議案第 30 号 日吉津温泉の利用許可申請について
- 日程第 30 同意第 1 号 日吉津村教育委員会委員の任命について
- 日程第 31 同意第 2 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第 32 同意第 3 号 日吉津村副村長の選任について
- 日程第 33 同意第 4 号 日吉津村教育委員会教育長の任命について
- 日程第 34 発議第 1 号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 35 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 36 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 37 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 38 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 2 議案第 3 号 日吉津村副村長定数条例
- 日程第 3 議案第 4 号 日吉津村副村長を置くことに伴う関係条例の整理に関する条例

- 日程第 4 議案第 5 号 日吉津村職員等の旅費に関する条例
- 日程第 5 議案第 6 号 日吉津村物価高騰対応重点支援利子補助基金条例
- 日程第 6 議案第 7 号 日吉津村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例
- 日程第 7 議案第 8 号 日吉津村空家等の適正管理に関する条例
- 日程第 8 議案第 9 号 日吉津村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 10 号 日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 11 号 日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 12 号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 13 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 14 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 15 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 16 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 17 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 18 号 日吉津村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 19 号 日吉津村高齢者筋力向上トレーニングルーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 20 号 日吉津村立農業者トレーニングセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 21 号 日吉津村立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例
- 日程第 21 発議第 22 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）
- 日程第 22 議案第 23 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）
- 日程第 23 議案第 24 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）
- 日程第 24 議案第 25 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算

- 日程第 25 議案第 26 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 26 議案第 27 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 27 議案第 28 号 令和 7 年度日吉津村下水道事業会計予算
- 日程第 28 議案第 29 号 財産の無償貸付について
- 日程第 29 議案第 30 号 日吉津温泉の利用許可申請について
- 日程第 30 同意第 1 号 日吉津村教育委員会委員の任命について
- 日程第 31 同意第 2 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第 32 同意第 3 号 日吉津村副村長の選任について
- 日程第 33 同意第 4 号 日吉津村教育委員会教育長の任命について
- 日程第 34 発議第 1 号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 35 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 36 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 37 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 38 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10 名）

1 番 齊 田 光 門	2 番 加 藤 修
3 番 江 田 加 代	4 番 長谷川 康 弘
5 番 前 田 昇	6 番 石 原 浩 明
7 番 河 中 博 子	8 番 橋 井 満 義
9 番 松 田 悦 郎	10 番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 里 英 樹 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中田達彦	総務課長	小原義人
総合政策課長	大武浩	住民課長	矢野孝志
福祉保健課長	橋田和久	建設産業課長	福井真一
教育長	井田博之	教育次長	横田威開
会計管理者	景山美穂		

午後1時30分 開議

○議長（山路 有君） 皆さんこんにちは、ただ今から令和7年3月1回定例会、最終日討論採決を開会します。

開会にあたり最終日、議長として一言ご挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、会期18日間慎重審議していただきました。ご苦勞様でした。心配していました国道沿いの企業進出、この3月には計画どおりオープンされ、村の活力に結びつくものと大いに期待するところであり、関係者の皆様のご努力に敬意を表する次第であります。

今定例会は、議会として令和7年度における予算編成に関わる審査をする重要な定例会でもありました。日吉津村をより活力ある村、元気のある村にする気持ちは議員各位同様であります。令和7年度事業、新規事業、継続事業など含め議員各位の忌憚のないご意見をいただいたところでもあります。特に大きな事業として、海浜運動公園のリニューアル、村民の皆さんから心配していただいていたうなばら荘の再開発など、次年度事業に大きく期待するところでもあります。今後も、議員各位の活発なご意見を願うところでもあります。

それでは本日の会議に入ります。ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第2号

○議長（山路 有君） 日程第1、議案第2号刑法等の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整理に係る条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので次に賛成討論はありませんか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第3号

○議長（山路 有君） 日程第2 議案第3号日吉津村副村長定数条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありますか

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので次に賛成討論はありますか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第4号日吉津村副村長を置くことに伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありますか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、次に賛成討論はありますか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起

立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第5号日吉津村職員等の旅費に関する条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありますか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、次に賛成討論はありますか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第6号日吉津村物価高騰対応重点支援利子補助金条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありますか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので次に賛成討論はありますか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決されま

した。

日程第 6 議案第 7 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、議案第 7 号日吉津村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありますか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） 3 番、江田です。議案第 7 号日吉津村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例について反対の立場で討論いたします。指定管理者制度ができ 22 年が経過しております。総務省は、3 年ごとに指定管理者制度の導入状況について調査し、結果を公表しています。2015 年 4 月 1 日現在の調査結果では、指定管理の評価は難しい課題であり、評価委員会のメンバー構成をどうしたら最も良いのか、利用者や市民評価の制度をどうあげるのか、行政側の評価をどう見るのかなど、課題は多い。現在の評価の仕方では、書類が多くなるばかりで、事業者の負担も多くなるのではないのか懸念がある。

利用料金は、利用料を業者の収入とすることによって、事業者のモチベーションが上がることを期待して導入されたものだが、現在は逆効果なところが多い。この課題も指定管理者協会も指摘している。

公の施設は地方自治法において、住民の福祉を増進する目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、これまでの経緯や利用者の意見なども考慮考した十分な議論を行うことを望みたいなど調査結果で述べられています。

改善に向けた話し合いが、本村においては、社会福祉協議会と十分話し合いがされたとは言えない状況であると私は思っております。日吉津村デイサービスセンターの設置及び管理人管理に関する条例改定案であり、6 月議会に再提案されることを提案し、私の反対討論といたします。ご賛同よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 続いて賛成討論を行います。討論はありますか。

長谷川議員。

○議員（4 番 長谷川 康弘君） 4 番、長谷川です。私は議案第 7 号日吉津村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例に賛成の立場で討論します。本条例は住民サービスの向上を図るため、指定管理者制度の導入が可能となるよう改正するものであります。社会福祉協議会から

デイサービスセンターの利用者の減少など、現状の説明を受けました。現在のデイサービスセンターの状況を鑑みれば、指定管理者制度の導入により改革が必要であると考えます。よって、私は本議案に賛成とします。皆様の賛同をよろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 他に反対討論はありませんか。

前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 5番、前田です。議案第7号日吉津村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例について、反対の立場で討論をさせていただきます。この条例は日吉津村の所有でありますデイサービスセンターにおいて、従来、社会福祉協議会がその業務を委託を受けていたものを、今度は施設の管理運営も含めた、指定管理者制度に移行させるというふうな提案であります。その社会福祉協議会は、営利企業ではなくて庶民の出資によりまして運営されて、長く日吉津村の福祉を担っているいわば村行政のパートナーであります。今回コロナ禍やスタッフの配置などの困難の中で、また国の介護報酬等の政策の影響も受けて、福祉協議会における事業が赤字経営となっているというふうなことで、それを他の民間事業者へ移行するというふうな説明を受けました。村民の福祉に責任を負う立場の村の責任や、姿勢が問われているのではないかとこのように考えております。そういった点では、改めて社会協議会と連携をして村民へ、この間の情報提供とか、あるいは村民の意見を聞いて日吉津村の福祉を村として責任をもって維持発展させる責任があると思います。

指定管理者制度は、2003年の地方自治法の改正によって導入された制度ですが、この制度には先ほど来、同僚議員も指摘のように、数々の課題が指摘されております。まあ村民にも顔見知りのスタッフの多い社会福祉協議会の事業が、赤字になっているという実情の中を、さらに施設の管理も含めた指定管理者制度が、その解決方法になるかどうか、非常に疑問だというふうに考えております。特に指定管理者制度が導入されますと、数々問題点が指摘されておりますが、いくつか申し上げますと、施設の管理に加えてその使用許可などもその事業者任せというふうな内容になります。したがって、利用者にとってはサービスへの不満とか、要望とか、そういった問題があっても、事業者伝えても役場の方には伝わりにくいという問題があります。

また、役場の方でも現場の事情を理解できるスタッフが育成できないというふうなことが指摘されます。空に指定管理の期間が、通常5年程度で行われると思いますけども、当初の際にはいくつかの事業者が応募して言われる競争原理が働きますけども、2回目以降の更新の際には他からの参入はなくて、競争原理が働かないというふうに他の例では言われております。さらに指定

管理者に対し、その報酬として指定管理料を村が支払う場合っていうものが予測されますが、そういう内容については一切伺ってはおりませんが、民間事業者が事業を運営する上で、赤字になれば撤退するか、あるいはそういった管理料の増額を求めてくるということは、その可能性はおおいにあるというふうに感じております。

以上のような点を考えると、今回提案している指定管理者制度というものについては、より慎重に検討を重ね、そのことが村民サービスの低下にならない、あるいは村としての今後の村民の福祉を守る立場が揺るがない、そういったことを村民とともに議論し尽くし、改めて社会福祉協議会への協力も求めて対応すべきだというふうに考えております。

まあ、我々村民の代弁者としての責任のある議員が、この段階でこの指定管理者制度を認めるような対応は、到底賛成できるものはないというふうに感じておりますので、同僚議員の方のご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 次に賛成討論はありますか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第7号に対する討論を終わります。これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 賛成多数と認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号

○議長（山路 有君） 日程第7、議案第8号日程第7議案第8号日吉津村空き家等の適正管理に関する条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありますか。

[反対討論なし]

○議長（山路 裕君） ないようですので、次に賛成討論はありますか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり賛成することする方の起立を求めます。

江田さん、どう、起立、あつ賛成です。立ってないよ。

再度大賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号

○議長（山路 有君） 日程第8、議案第9号日吉津村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありますか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので次に賛成討論はありますか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号

○議長（山路 有君） 日程9、議案第10号日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありますか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので次に賛成討論はありますか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 11 号

○議長（山路 有君） 日程第 10、議案第 11 号日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、次に賛成討論はありませんか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。これから議案第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 12 号

○議長（山路 有君） 日程第 11、議案第 12 号日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので次に賛成討論はありませんか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。これから議案第 12 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 13 号

○議長（山路 有君） 日程第 12、議案第 13 号日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題いたします。これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので次に賛成討論はありませんか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。これから議案第 13 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 14 号

○議長（山路 有君） 日程第 13、議案第 14 号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので次に賛成討論はありませんか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終ります。これから議案第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 15 号

○議長（山路 有君） 日程第 14、議案第 15 号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。反対討論はありますか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので次に賛成討論はありますか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終ります。これから議案第 15 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 16 号

○議長（山路 有君） 日程第 15、議案第 16 号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありますか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので次に賛成討論はありますか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。これから議案第 16 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 17 号

○議長（山路 有君） 日程第 16、議案第 17 号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありますか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、次に賛成討論はありませんか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。これから議案第 17 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、案第 17 号は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 18 号

○議長（山路 有君） 日程第 17、議案第 18 号日吉津村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、次に賛成討論はありませんか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。これから議案第 18 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 19 号

○議長（山路 有君） 日程第 18、議案第 19 号日吉津村高齢者筋力向上トレーニングルーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 5番、前田です。議案第19号日吉津村高齢者筋力向上トレーニングルーム設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。今回の条例改正は、福祉センター内に設置されております高齢者筋力向上トレーニングルームに、指定管理者制度を導入するための条例改正であります。明確に決定したわけではないというふうな村の説明がありましたが、この条例改正はあまりに拙速な対応だというふうに感じております。指定管理者制度の問題点は、先ほどのデイサービスセンターに関しても説明をさせていただきましたので割愛をしますが、現在のトレーニングルームは、福祉センターの玄関の横に設置されている施設だと考えています。これは介護予防のために大変重要な施設であり、村の社会福祉協議会の、村民へのサービスにおける核となるものだというふうに理解をしております。

社会福祉協会の職員の皆さんが、日曜業務を行う福祉センターの入り口に、他の事業者が単なる業務委託ではなくて指定管理者として、施設の管理あるいは利用権限も持って加わるということは、福祉センター全体において、混乱が生じるだろうことは想像に難くありません。

さらに今回の方向転換につきましては、われわれ議員もその事情説明を一言も受けておらず、果たして、社会福祉協議会との協議もへているのかどうなのか疑わしく感じております。今回の唐突さを考えますと、十分現場との協議がされてないのではという印象を持っております。かねてから村民からは、村内に健康維持のためのジムがあれば嬉しいという声をよく聞いております。このトレーニングルームは、そういった用途とは違うものではありませんけども、広く村民が利用できる施設への期待が寄せられているわけですので、そういった意見、要望も含めて、当然、村としては村民への説明や、意見聴取がされるべきで、そういう場もなくしてこの重大な方向転換を可能にする条例改正というものは、やはり村民の代弁者であるべきわれわれ議員として、承認すべきではないというふうに強く感じております。

以上の観点から、この改正案については否決したいというふうに考えておりますので、同僚の議員の皆さんのご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（山路 有君） つづいて賛成討論を行います。討論はありませんか。

長谷川議員。

○議員（4番 長谷川 康弘君） 4番、長谷川です。私は、議案第19号日吉津村高齢者筋力向上トレーニングルーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論します。

本議案は、指定管理者制度の導入を可能とするための改正であり、先ほどもありましたけどもすぐというわけではなく、将来を見据えて改正を行うものであります。トレーニングルームは現在、社会福祉協議会が村から委託により管理しています。トレーニングルームでは、軽負荷をかけて普段使っていない筋肉を動かし、意欲向上や生活動作が楽になることを目的とした、誰でもできるトレーニングを行なっています。しかしながらトレーニングマシンを使っているため、ある程度の専門の知識が必要と考えます。将来にわたって社会福祉協議会の人員等考えてみると、住民サービス向上を図るためにも、専門知識を有する事業者等に管理を行ってもらうため、指定管理者制度の導入が必要と思考されます。

以上の点によって、私は本議案に賛成いたします。皆様の賛同よろしく申し上げます。

○議長（山路 有君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので議案第 19 号に対する討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成多数]

○議長（山路 有君） 賛成多数と認めます。したがって議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 20 号

○議長（山路 有君） 日程第 19、議案第 20 号日吉津村立農業者トレーニングセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので次に賛成討論はありませんか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。これから議案第 20 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 21 号

○議長（山路 有君） 日程第 20、議案第 21 号日吉津村日吉津村立学校の学校医学校歯科医師及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありますか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので次に賛成討論はありますか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。これから議案第 21 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 22 号

○議長（山路 有君） 日程第 21、議案第 22 号令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありますか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので次に賛成討論はありますか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。これから議案第 22 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 23 号

○議長（山路 有君） 日程第 22、議案第 23 号令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、次に賛成討論はありませんか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。これから議案第 23 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 24 号

○議長（山路 有君） 日程第 23、議案第 24 号令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので次に賛成討論はありませんか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。これから議案第 24 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 25 号 から 日程第 27 議案第 28 号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第 24 議案第 25 号から日程第 27 議案第 28 号はまでは本会議において予算審査特別委員会に審査を付託していますので一括議題としたいと思いますこれにご異議ありませんか。

[[異議なし] と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって日程第 24、議案第 25 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予、日程第 25、議案第 26 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第 26、議案第 27 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、日程第 27、議案第 28 号平成 7 年度日吉津村下水道事業会計予算、以上 4 件を一括議題とします。

ここで予算審査特別委員長から審査経過と結果について報告を求めます。

橋井予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（8 番 橋井 満義君） 予算審査特別委員長の橋井でございます。令和 7 年 3 月 21 日、日吉津村議会議長山路有様。予算審査特別委員長橋井満義。

委員会審査報告書、総務経済常任委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。本事件につきましては、本定例会において議員全員で構成する予算審査特別委員会に付託された案件でございます。まず、事件の番号及び件名について申し上げます。議案第 25 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算、議案第 26 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第 27 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、議案第 28 号令和 7 年度日吉津村下水道事業会計予算、以上、議案 25 号から 28 号までの 4 議案について慎重審議を行っております。事件名につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。

一枚めくっていただきまして、これらの事件を審査した日時は本年令和 7 年 3 月 12 日、13 日、17 日の三日間にかけて行なっております。審査場所は議会委員会室において行っております。委員構成は私そして副委員長河中博子そして委員山路有、松田悦郎、加藤修、前田昇、江田加代、長谷川康弘、斉田光門、石原浩明以上敬称略でございますが各委員でございます。それから説明のため出席した役職員のもの名称を読み上げさせていただきます。総務課から小原義人、高塚悠美代室長、総合政策課大竹浩課長、梅林佑基係長、こども園山路由紀子園長そして福祉保健課橋田和久課長、議会事務局里英樹局長、そして教育委員会井田博之教育長、横田威開教育次長、

建設産業課福井真一課長、松田健作係長、住民課矢野孝志課長、以上でございます。

それでは、令和7年度の予算審査特別委員会の審査報告の概要と結果についてご報告させていただきます。

一般会計について順序順に申し上げます。令和7年度当初予算の一般会計は歳入歳出総額それぞれ33億4,881万2,000円を計上しております。対前年度比5億7,731万3,000円、20.8パーセントの増でございます。歳入の主なものは村税で9億4,108万3,000円。前年度比4,855万2,000円5.4パーセントの増でございました。

収入総額に占める村税の割合は28.1パーセントとなっており、大きなウェイトを占めているところでございます。その中の村税の主な増額要因は、国道431号北川開発による宅地課税や建物課税などが主なものであります。地方交付税は8億5,440万2,000円、対前年度9,338万6,000円で12.3パーセントの増を見込んでおります。収入総額に占める地方交付税の割合は、25.5パーセントとなっております。国庫支出金5億1,967万6,000円は、対前年度2億950万6,000円、67.5パーセントの増となっております。主な要因は児童手当負担金7,521万3,000円、子供のための教育保育給付交付金4,168万8,000円などの国庫負担金や、海浜運動公園整備の新しい地方経済生活環境創生交付金2億1,626万9,000円の国庫補助金などの増額であります。寄付金は6,503万3,000円、対前年度比3019万9,000円31.7パーセントの減となっております。これは、ふるさと納税の収益減が主なものでございます。ふるさと納税は年々減収傾向にありますが、存在性の重要な財源であり、返礼品の見直しや拡大と合わせて収益増につなげるよう、より丁寧に情報発信に努められたいと思います。

繰入金金は1億5,486万7,000円、前年度比1,577万7,000円、11.3パーセントの増となっております。主なものは、財政調整基金繰入金1億2,529万3,000円などでありあります。村債は2億1,120万円、対前年度比1億4,789万5,000円の233.6パーセントの大きな増となっております。その主なものは、地域活性化事業債1億8,230万円などでありあります。歳出につきましては、対前年度比20.8パーセントの増であり、主なものは総務費6億6,455万1,000円で、対前年比1億1,313万5,000円の増となっております。その要因として、情報システムの標準化移行業務などがあげられるところでございます。民生費は10億8,997万6,000円、対前年度1,986万8,000円、1.9パーセントの増であります。主な要因は電算処理業務他各種委託料の増、社会福祉協議会補助金1,464万2,000円、児童手当給付9,192万円などがございます。土木費は5億4,750万5,000円、対前年度3億9,732万7,000円、264.6パーセントの増であります。その主な要因は、都市計画

費 4 億 7,907 万 1,000 円で、中でも海浜運動公園の再整備工事 4 億 532 万 8,000 円が大部分を占めておるところであります。教育費は 3 億 2057 万 2,000 円で、対前年度 4,022 万 6,000 円、14.3 パーセントの増であります。主なものは、小学生、中学生の人材育成交流事業負担金 817 万円、そしてギガスクール児童用端末購入の 1,721 万 3,000 円などが挙げられるところであります。なお本委員会は審査の結果、賛成多数で原案可決すべきとなりました。

国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出は、それぞれ 3 億 8,601 万 4,000 円を計上、対前年度 1,322 万 6,000 円、3.3 パーセントの減額予算であります。

歳入の主なものは、保険税 6,851 万 8,000 円、県支出金 2 億 9,201 万 1,000 円及び一般会計繰入金 2,449 万 5,000 円であります。歳出の主なものは、保険給付費 2 億 8,304 万円、保険事業費 1,071 万 2,000 円及び保険事業納付金 8,714 万 3,000 円であります。被保険者これは見込みであります。583 人、前年度 611 人。最近では 60 歳以降でも仕事に就く人が多く、減少傾向であります。なお一人当たりの医療費は、年間 41 万 7,364 円を見込んでおります。本委員会は、審査の結果賛成多数で原案可決すべきとなりました。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出総額は、それぞれ 6,959 万 3,000 円を計上、対前年度 642 万 2,000 円、10.2 パーセントの増であります。歳入の主なものは保険料 5,903 万 7,000 円、一般会計繰入金、1,052 万円であります。歳出は広域連合納付金 6,802 万 2,000 円であり、75 歳を迎えると後期高齢者医療制度に移行する被保険者数 578 人。昨年度 572 人で、この制度は県下自治体で構成する広域連合に、村が保険料の徴収を行い納付するものであります。今後とも滞納がないよう留意されたいと思います。

なお、本委員会は審査の結果、賛成多数で原案可決すべきとなりました。

次、最後であります。下水道事業会計であります。公営企業会計により、収益的収支及び資本的収支に分類をされます。収益的収入は 1 億 5,647 万 6,000 円で、主なものは、下水道使用料 6,952 万円、他会計負担金、村一般会計負担金 4,190 万円などあります。収益的支出は 1 億 5,038 万 3,000 円で、主なものは下水処理場費 3,851 万 3,000 円、減価償却費は、7,678 万 1,000 円あります。資本的収入は 720 万円で対前年度 1,281 万 4,000 円の減、主なものは、受益者負担金 240 万円、起業債 480 万円などあります。資本的支出は 4,768 万 6,000 円で、対前年度 773 万 3,000 円の減であります。その主なもの、管渠築造費 275 万円、公共下水道整備費 481 万円、企業債償還金 4,012 万 6,000 円あります。

本委員会は、審査の結果全会一致で原案可決すべきとなりました。付記といたしまして、委員

会審査の過程で、令和7年度予算の執行について各委員から意見がありましたので、別紙のとおり、付帯意見として添付いたします。予算執行においては検討の上、事業執行に努められたいと思います。

なお、予算審査における付帯意見としては、各自の手元に署名配布をしておりますので、お目通しをいただきご了解を賜りたいと思います。

再度確認を致します。議案第25号から28号まで、事件の番号及び件名、そして審査の結果を今一度申し上げます。議案第25号令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計、賛成多数で原案可決、議案第26号令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業特別会計、賛成多数で原案可決、議案第27号令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、賛成多数で原案可決、議案第28号令和7年度日吉津村下水道事業会計予算、全会一致で原案可決、以上が本定例会において予算審査特別委員会に付託されました事件の経過と結果の説明をさせていただきました。以上、ご査収頂きますようよろしくお願い致します。

○議長（山路 有君） この際、委員長報告に対する質疑はないものとし、これから討論、採決を行います。討論、採決は議案ごとに行います。

まず、議案第25号に対する討論を行います。最初に反対討論はありますか。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。私は議案第25号鳥取県西伯郡日吉津村一般会計令和7年度予算に反対の立場で討論いたします。反対する理由は、海外での人権、人材育成交流事業の予算化に反対いたします。交流研修はとても良いことだと思いますが、このたびの予算書を見ておきますと、随所に人材育成という言葉が本当にたくさん出ております。保育所の関係にもありました。5歳の子に人材育成というような疑問も持っておりますが、私はこの先今いったいこの人材育成っていうのは、目指すべき人間像っていうものをどういうふうに、あの求めておられるのかなということも考えました。そして私なりに少し調べましたけれども、人材育成の目的は、さまざまな人間とコミュニケーションがとれる人、リーダーシップがある人、人の話を聞くのが得意、精神的にタフで粘り強い人、分析力がある、そのようなことが書かれておりました。先ほども申しましたけど、交流とか研修とかは本当に良いことだと思いますけれども、その人材育成が目的であるとすれば、これは義務教育にはふさわしくないなっていうふうに感じました。本当にまだ義務教育の時代の子供っていうのは、伸びる力をたくさん持ち合わせて、教育の現場で、その伸びるそういった素質をいかに引っ張り出していただくかっていうことだというふう

に信じておりましたので、このような人材育成はまだ義務教育には早いなという思いがしております。

したがって、このかなり高額ではありますけど、この交流事業、特に海外での交流事業の予算は、たとえば教員の増員をすとか、また村独自の奨学金制度にいかすとか、そういったことに回していただきたい。これが私の理由でございます。反対する理由です。

以上、反対討論させていただきます。ご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 続いて賛成討論を行います。討論はありませんか。

齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） 1番、齊田でございます。議案第25号令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。一般会計予算総額に關しましては、先ほど説明がありましたので省略させていただきますが、特に令和7年度、8年度の海浜運動公園再整備工事に関し、内容が鮮明な形ではありませんが、今後村民の意見を十分に取り入れ、村民の広場並びに子育て交流施設を一番のターゲットとして、充実した施設にすることだと考えております。村民の子供から年配者が、集える場所になればと期待するところでございます。先ほどの人材育成ありましたが今、まさに春休みを利用いたしまして、希望と期待を胸に研修に出発しようとしております。小学生、中学生の人材育成交流事業については、現状予算にて計上、さまざまな状況に応じ更なる補正予算で対処することが必要かと感じております。今後も事業の内容を周知し、実地の効果も含め、より良い事業となることを期待いたしまして、ひきつづき行政運営に取り組んでいただきますようお願いし、他の議員の皆様におかれましても、賛同いただきますようよろしくお願いいたします。以上、私の討論を終わります。失礼いたします。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第25号に対する討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本議案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて議案第26号に対する討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。議案第26号令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、反対の立場で討論いたします。令和7年度国民健康保険税は、制度改正で低所得者層の保険料負担が増加しないよう配慮した上で、国保税の賦課方式が資産割額を賦課する4方式から、資産割を段階的に減らし、資産のすべてを所得割で補う課税3方式になりました。これについては評価するものですが、私の反対の理由は、これまで国保の構造問題と言われてきました協会健保、共済保険、組合保険などの社会保険は、扶養家族が何人いても保険料は所得割だけですので、国保も社会保険並みにということが私の思いです。

現在、国保も未就学児の均等割については軽減措置ができましたが、小学校に入学したら支払い能力がないのに、国保加入者一人当たりにかかる均等割額を、子供が払うというような形になります。もう一点ですが、0歳から39歳までの国保税は医療分と後期高齢者支援分であり、未成年者に高齢者支援分を課税するのは、これまで見過ごしてきましたが合理性がないと考えています。子供の高齢者支援分をなくせば、子育て世代の負担軽減になります。現金給付の支援策より、現物給付での支援策の方が、国保税の滞納を防止できると考えます。将来、子供を持ちたい人にも、均等割の減免措置は必要ではないでしょうか。以上を述べて私の反対討論と致します。ご賛同よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） つづいて賛成討論を行います。討論ありませんか。

石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） 6番、石原です。私は議案第26号平成7年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算に賛成の立場で討論します。令和7年度税率については前年度に引き続き据え置くこととなっています。医療費等ののびで予算が不足した場合は、基金繰入で対応することとなっています。また先ほどありましたように、来年度から3方式で取り組むこととされています。これまで試算のなかった方は、当然令和7年度から保険税が増えることとなりますが、その対応として、5年間をかけて資産割を減らしていく激変緩和措置がとられています。

また、国民健康保険加入世帯においては、低所得の方が多く配慮が必要ですが、国の政策として2割、5割、7割減免の対応がなされています。また、保険者村長として、個々の状況に応じた対応も取られます。以上の理由から、議案第26号に賛成いたします。議員の皆様のご賛同をよろしく願います。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 26 号に対する討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。本議案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第 26 号は委員長報告のとおり可決されました。

つづいて、議案第 27 号に対する討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） 3 番、江田です。議案第 27 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、先ほどの委員長報告に反対の立場で討論いたします。国策だから仕方がないでは済まされない、大きな問題を抱えた保険制度の運営に伴う会計処理であり、制度の問題点を指摘して反対討論とします。2008 年国庫負担を減らすためにできた保険制度が、後期高齢者医療保険制度です。高齢者の医療費に占める国庫負担割合は、老人保険制度が始まった 1983 年は総医療費の 45 パーセントでした。現在は 35 パーセントに減少しています。

病気になりやすく、怪我もしがち、慢性疾患を複数抱える人が少なくない後期高齢者が納める保険料と、公費、現役世代からの支援金で運営されている制度です。年金生活者が多く収入が少ないこともあり、基盤は弱い保険といえます。高齢化が進んでいく限り、保険料が際限なく上がっていく仕組みになっている制度を維持するため、医療費の窓口負担を増やさざるを得ない構造が、低所得者の保険料滞納に繋がる恐れがあります。

そのような中で、本来保険は給付を目的に構成されているのに、医療保険制度改革により、出産育児一時金の財源負担を含めた高齢者負担率の引き上げなどが、令和 6 年度から実施されています。さらに、昨年 6 月の少子化対策関連法の成立により、子ども子育て支援金制度が創設され、その財源として、令和 8 年度から公的医療保険料に上乗せする形で支援金が徴収されることになるなど、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。そもそも医療保険の保険料を、少子化対策に使うと医療保険の目的を逸脱するものであり、承認することはできません。以上、私の反対意見を述べ討論とさせていただきます。ご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） つづいて賛成討論を行います。討論はありませんか。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 9番、松田です。議案第27号令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論します。まず、この制度は2008年に施行されて17年になりますが、これは都道府県全ての市町村が加入し、国を指導した制度であります。それにより全国の広域連合が主体となり、日吉津村は窓口業務や保険料の徴収事務だけ行い、広域連合に納付するものであります。現在、被保険者の状況は、戦後の団塊世代の皆さんが75歳以上になられ、大きく増えつつありますし、低所得者の方には減免措置も講じられております。

また、国からの補助金もあり、制度の安定化が図られている現状もあります。さらに近い将来、国民健康保険も県一本化となり、保険基盤の小さな我が村においては、重要な施策であります。

よって、後期高齢者医療特別会計当初予算は適切に予算としてあると思います。以上、議案第27号に賛成の立場で討論を終わります。ご賛同、よろしく申し上げます。

○議長（山路 有君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第27号に対する討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。本議案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

つづいて、議案第28号に対する討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、議案第28号に対する討論を終わります。これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 28 議案第 29 号

○議長（山路 有君） 日程第 28、議案第 29 号財産の無償貸付についてを議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので次に賛成討論はありませんか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。これから議案第 29 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

日程第 29 議案第 30 号

○議長（山路 有君） 日程第 29、議案第 30 号日吉津温泉の利用許可申請についてを議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので次に賛成討論はありませんか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。これから議案第 30 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

日程第 30 同意第 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 30、同意第 1 号日吉津村教育委員会委員の任命についてを議題と

します。これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので次に賛成討論はありませんか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。これから同意第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって同意第1号は原案のとおり同意されました。

日程第31 同意第2号

○議長（山路 有君） 日程第31、同意第2号日吉津日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題とします。これから討論を行います。まず反対討論はありませんか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので次に賛成討論はありませんか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。これから同意第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

そうしますとここで暫時休憩したいと思います。再開は3時10分から再開しますので、本議場にご参集ください。それでは休憩に入ります。

午後 2時55分休憩

午後 3時10分再開

日程第 32 同意第 3 号

○議長（山路 有君） 再開します。日程第 32、同意第 3 号日吉津村副村長の選任についてを議題とします。本議案は追加議案ですので、提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） だいま議題となりました同意第 3 号日吉津村副村長の選任について提案理由をご説明申し上げます。これまで副村長を置かないことの条例により、不在となっていた副村長設置し、より安定した村政運営を行いながら、地方創生など新たな取り組みに対してもより積極的に推進していくため、日吉津村議会事務局長、同福祉保健課長、同総務課長等を歴任した小原義人氏を適任として、令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで、副村長に選任したく議会の同意を求めるものであります。

以上、同意第 3 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 8 番、橋井です。ごくごく単純な質問をさせていただきます。追加議案としてこれ出されたわけでありましたが、本定例会の議案質疑の時に私質問させていただきましたこの議案の 3 号、そして 4 号、そしてその時にこのように固有名詞といいますか、個人の方推挙されるべきことを、同じように同時に出されて、やはりそれは信頼関係もありますから、それを同じように提出をされたらよかったのにとということで、ご質問させていただきました。そして、その折の答弁は今当事者の方おられないんですが、担当の課長として質問に対して答弁をされましたのは、まず、議案 3 号、4 号が可決をしない状態で、それを提出することはできませんということでありました。

それで今の現状としては、これ先ほど可決をしたわけでありますから、それはまあ、よろしい、しかしながら私はそこで理解を窮するのは、本日 9 時に議会運営委員会の招集があつて、そして全員協議会をその後に開催をされました。その時にはすでにこの追加議案として提出をされたんですよね。それってこないだの議案質疑の中身と、これ齟齬が生じておりませんか。通常であれば、いきなりこの場を出されて、誰の誰を選任してくださいというのが、こないだの

議案質疑での回答を、充足するに足る行いではなかったかなあというふうに私は思うんですが、この間の議案質疑とこれ整合性がないように、私は思っておるんですがどのように理解をしたらいいのかなというふうに思うんですが、その辺どういうふうに整理したらいいんでしょうかね、村長。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。この議案第3号副村長の選任につきましては、この度の議会で提案をさせていただいておりました副村長の設置にかかる関係条例が、議決をいただいたということをもって、この度、同意の提案をさせていただいたものであります。これ議決がもし整っていなければ、提案には至ってないものと考えますので、そのあたりは本会議での関係条例の議決をもって、その上での提案に至ったということでご理解をいただければと思います。以上でございます。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 今の村長の質問と、私の理解してるところが整ってないように思うんですが、今の村長の答弁から行きますとこれが3号4号、3号の部分のところ大きいと思うんですけども、それが議決をもって出したしまったということがあの言われてますが、それは結果論であって、だしましたということが言われてますが、それは結果論であって先ほど通ったということは事実でありますから、しかしながら私が申し上げてるのは、ものの順序として、今日本日9時から議会運営委員会開かれてですね、そこでこれ出されましたよね。その時に議会運営委員会に出されて、その議会運営委員会の判断は、誰の誰が氏の云々がこれの同意の書面が提出をされて、そこで議会運営委員長は皆さんに、議会運営委員のメンバーに、これを本日追加議案として上程してもよろしいか否かの判断を、議会運営委員長は判断を取られたんですよ。それでよろしいと言っておられるということは、もう9時の段階で、9時10分か20分でもいいんですけども、

そこで初めてこれを議案として、もう認識のもとでこれは出たということでもありますから、先ほど村長のおっしゃられてるこの3号が可決をしたからということの論理の、この半日間のブランクは今の論理では、私は埋まらない論理を今展開されてるように私は思うんですけど、それを私の国語力がないのかな、どうなんでしょうかね。私そこはちょっと理解できないですから、どのように理解したらいいのかな。もういっぺんそれを確認をして、あの特にこれ人事案件なので大変私は気をつけたいと思っておりますから、もうくどくどと私言いたくないです。その理解がで

きない状態で今望んでるものですから、それをちょっと理解できるように説明してください。それで終わります。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。あの提案に至った考え方としては、先ほど答弁を申し上げたとおりでございますけれども、あのまあ本日最終日に追加議案として提出をさせていただくにあたり、その前段として議会運営委員会の方で、この議案について上程いただけるかどうかということを、今は審議をいただいたということでもありますので、まあそれに必要な情報をご提供させていただいたということでご理解をいただければと思います。あの提案に至った考え方については、最初の答弁のとおりでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） これで最後ですので、私はもうあの私の見解の違いと、村長の見解の違いというところを整理して申し上げて終わりたいと思います。やはり議会運営委員会を、尊重していただきたいということが私は大前提でありますので、今日の状況からさっしますと、今先ほど議長が休憩を取られる前に、ここで議案の第 3 号、4 号が可決をしたという経過はありますから、それをもって暫時休憩をとり、その場で議会運営委員会を開いて、そしてこの追加議案を提出をされてこれでよろしいか否か、議案としてあげてもよろしいかは判断をして、そしてこの議場に臨むというのが、通常私の議員生活をここまでやってきた中での、認識で私おりましたので、こういうことはあまり私はどうかなというふうには思っておりましたので、あのそれがなかなか今の答弁では私は理解できないということで、あの発言をして終わりたいと思います。

○議長（山路 有君） そうしますとほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で質疑を終わります。これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、次に賛成討論はありませんか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。

[橋井 満義議員 午後 3 時 19 分 退席]

○議長（山路 有君） これから同意第 3 号を採決します。この採決は起立によって行います。本

案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成多数]

○議長（山路 有君） 賛成多数と認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

[橋井 満義議員 午後3時20分 着席]

日程第33 同意第4号

○議長（山路 有君） 日程第33、同意第4号日吉津村教育委員会教育長の任命についてを議題とします。本議案は追加議案ですので、提案者から提案理由の説明を求めます。

ちょっと待ってください。ここで暫時休憩を入れたいと思います。

[小原 義人総務課長 午後3時20分 着席]

午後 3時20分休憩

午後 3時21分再開

日程第33 同意第4号

○議長（山路 有君） そうしますと、再開します。

日程第33、同意第4号日吉津村教育委員会教育長の任命についてを議題とします。本議案は追加議案ですので、提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました同意第4号日吉津村教育委員会教育長の任命について提案理由をご説明申し上げます。令和7年3月31日をもって日吉津村教育委員会教育長井田博幸氏の辞任を承認したことに伴い、米子市立尚徳中学校校長並びに米子市日吉津村中学校組合立箕蚊屋中学校校長等を歴任されました奥田和弘氏を適任と認め、令和7年4月1日から令和7年6月16日まで教育長に任命したく、議会の同意を求めます。以上、同意第4号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、次に賛成討論はありませんか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。これから同意第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって同意第4号は原案のとおり同意されました。

日程第34 発議第1号

○議長（山路 有君） 日程第34、発議第1号日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

加藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（2番 加藤 修君） 議会運営委員会委員長の加藤です。ただいま議題となりました発議第1号日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。日吉津村長を始め、特別職に支給される期末手当に関わる支給月数について、年間3.40月から3.45月に0.05月分引き上げられるのに伴い、日吉津村議会の議員に支給される期末手当に関わる支給月数についても、これに準じて年間3.40月から3.45月に0.05月引き上げるよう所要の改正を行うものであります。以上、議員各位のご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりましたので、これから発議第1号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから発議第1号に対する質疑を終わります。

これから発議第1号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、発議第1号に対する討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第35 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第35、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。総務経済常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第36 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第36、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。教育民生常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第37 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 37、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。広報広聴常任委員長から、所管事務うち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 38 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 38、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から臨時議会を含む次期の議会運営について、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（山路 有君） 以上で、本定例会の会議に付議された議案は、すべて終了いたしました。

これをもって、会議を閉じ、令和 7 年第 1 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 30 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員